

議案第 35 号

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第 17 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 21 条を第 23 条とし、第 20 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 21 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 22 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員がその職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、その職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親（同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親をいう。次条において同じ。）である職員に委託されている児童及びこれらに準ずる者として次条に定める者を含む。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下この条、第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) その養育する子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員がその職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、その職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親（同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親をいう。次条において同じ。）である職員に委託されている児童及びこれらに準ずる者として次条に定める者を含む。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下この条、第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、</u></p>	

その養育する子が2歳に達する日（以下この条において「2歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳6箇月到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳到達日）までに、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

ウ 略

イ・ウ 略

第2条の2～第16条 略

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第18条～第20条 略

その養育する子が2歳に達する日（以下この条において「2歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳6箇月到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳到達日）までに、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(1) 略

イ・ウ 略

第2条の2～第16条 略

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第18条～第20条 略

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

第23条 略

第21条 略

議案第36号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月9日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満
100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 222.5 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="232 651 1025 798"> <tr> <td><u>6 箇月</u></td> <td><u>5 箇月以上 6 箇月未満</u></td> <td><u>3 箇月以上 5 箇月未満</u></td> <td><u>3 箇月未満</u></td> </tr> <tr> <td><u>100分の222.5</u></td> <td><u>100分の178</u></td> <td><u>100分の133.5</u></td> <td><u>100分の66.75</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	<u>6 箇月</u>	<u>5 箇月以上 6 箇月未満</u>	<u>3 箇月以上 5 箇月未満</u>	<u>3 箇月未満</u>	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="1097 651 1890 798"> <tr> <td><u>6 箇月</u></td> <td><u>5 箇月以上 6 箇月未満</u></td> <td><u>3 箇月以上 5 箇月未満</u></td> <td><u>3 箇月未満</u></td> </tr> <tr> <td><u>100分の215</u></td> <td><u>100分の172</u></td> <td><u>100分の129</u></td> <td><u>100分の64.5</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	<u>6 箇月</u>	<u>5 箇月以上 6 箇月未満</u>	<u>3 箇月以上 5 箇月未満</u>	<u>3 箇月未満</u>	<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>	
<u>6 箇月</u>	<u>5 箇月以上 6 箇月未満</u>	<u>3 箇月以上 5 箇月未満</u>	<u>3 箇月未満</u>															
<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>															
<u>6 箇月</u>	<u>5 箇月以上 6 箇月未満</u>	<u>3 箇月以上 5 箇月未満</u>	<u>3 箇月未満</u>															
<u>100分の215</u>	<u>100分の172</u>	<u>100分の129</u>	<u>100分の64.5</u>															

議案第 37 号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員の給与に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の南あわじ市職員の給与に関する条例第 32 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び南あわじ市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第 32 条第 4 項から第 6 項まで若しくは第 39 条第 1 項から第 4 項まで又は南あわじ市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 23 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 再任用職員以外の職員 127.5 分の 15
  - (2) 再任用職員 72.5 分の 10

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第31条 略                      (期末手当)                      第32条 略                      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) 略                      3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。                      4～6 略                      第33条以下 略</p>	<p>第1条～第31条 略                      (期末手当)                      第32条 略                      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) 略                      3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。                      4～6 略                      第33条以下 略</p>	

議案第 38 号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第32条第2項及び給与条例第39条第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略                      (特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略                      (特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	

議案第 39 号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例制定について

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南あわじ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の123」と読み替えるものとする。

第27条第1項後段中「この場合において、」の次に「給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の123」と、」を加え、「給与条例第32条第4項」を「同条第4項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第15条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第17条～第26条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第32条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用</u></p>	<p>第1条～第15条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の123」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第17条～第26条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第32条から第34条まで(第32条第1項後段を除く。)の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の123」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は</u></p>	

職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

第28条以下 略

死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

第28条以下 略